

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年6月20日

支出負担行為担当官

北海道開発局 帯広開発建設部長 小林 幹男

1. 工事概要

(1) 工事名 札内川ダム管理支所 発動発電設備外設置工事
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 工事場所 北海道河西郡中札内村

(3) 工事内容

本工事は、札内川ダム管理支所の老朽化した発動発電設備等の更新を行う。

工事の概要数量

(主要工種)	(細目工種)	(数量)
電源設備工	発動発電装置	N= 2台
	消音装置	N= 2組
	燃料小出槽	N= 1組
施設照明設備工	監査廊照明	N= 1箇所

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで。(2ヵ年国債)

(5) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

(6) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難しい場合は、紙方式に代えるものとする。

(7) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料「以下「資料」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型Ⅱ型)の試行工事である。

(8) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(9) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

(10) 総価契約単価合意方式の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式としては、

(7) 単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価(一式の場合は金額。(イ)において同じ。))

のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式)

(イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(11) 本工事は、発注者から工事費内訳書を配付する試行工事である。

(12) 本工事は、配置予定技術者の評価基準を緩和した「技術者育成型（若手緩和）」の試行工事である。

(13) 本工事は、配置予定登録基幹技能者等（登録基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰者（通称 建設マスター）を審査し、評価する試行工事である。

(14) 本工事は、入札書と資料の同時提出を行う工事である。

(15) 本工事は、総合評価落札方式における評価にあたって、「地域貢献度」において「地元企業活用率」を設定し、評価を行う「地元企業活用審査型総合評価落札方式」の試行工事である。

(16) 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

(17) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(18) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

(19) 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

(20) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 単体として北海道開発局における工事区分「電気」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定をA等級として受けていること、又は経常建設共同企業体としてA等級の決定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成20年度以降から公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の要件を満た

す工事の施行した実績を有すること（経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は構成員のいずれか1社が施工実績を有すること。）。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

発電機又は受電設備（受電盤、直流電源装置、無停電電源装置のいずれか）に係る工事の施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす許可業種が電気工事業にかかる主任技術者又は許可業種が電気工事業にかかる監理技術者を当該工事に専任で配置できること（共同企業体の場合は全構成員が専任で配置できること。）。

ただし、現在他の工事に従事している場合、契約締結日までに当該工事に配置できる技術者であること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

- ア 主任（監理）技術者は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者とする。

- ・建設業法第7条第2号イ若しくはロに掲げる者。（建設業法第7条第2号イ及びロに掲げる「実務経験」とは電気工事業とするものに限る。）
- ・電気工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建設業法施行規則第1条に規定する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第1条に規定する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者。
- ・建設業法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者。
- ・技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。
- ・電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る）に関し3年以上実務の経験を有する者。
- ・電気事業法による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る）に関し5年以上実務の経験を有する者。
- ・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士となった後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し1年以上実務の経験を有する者。
- ・社団法人日本計装工業会の行う一級の計装士技術審査に合格した後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し1年以上実務の経験を有する者。
- ・前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者。

なお、監理技術者は電気工事業に係る監理技術者とする。

共同企業体の場合はすべての構成員の主任技術者または監理技術者が上記の資格を有する者を配置すること。

- イ 上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の許可業種が電気工事業に係る主任技術者又は許可業種が電気工事業に係る監理技術者が上記(4)に掲げる工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合あっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（許可業種が電気工事業とするもの）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。

(7) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア、イ又はウに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とみなす。

$(\text{過去2年度の工事成績の合計点}) \div (\text{過去2年度の工事件数})$

※小数第2位以下切捨て小数第1位まで

ア 単体

令和2年度及び令和3年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ 共同企業体

令和2年度及び令和3年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。

ウ 令和2年度及び令和3年度の実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。平成30年度及び令和元年度の実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。平成28年度及び平成29年度の実績がない場合は、平成26年度及び平成27年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。平成26年度及び平成27年度の実績がない場合は、平成24年度及び平成25年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

なお、実績無しの企業は65点の平均点とする。

(8) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係若しくは人的関係がないこと（入札説明書参照。）

(10) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店、支店又は営業所を有すること。（共同企業体の場合は全構成員が有すること。）

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 資料に示された実績により最高23.5点の加算点を与える。

評価項目は次のとおり。

(7) 企業（地域要件以外）の施工能力に関する事項

(イ) 企業（地域要件）に関する事項

(ウ) 配置予定技術者の能力に関する事項

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格を持って入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒080-8585 北海道帯広市西5条南8丁目

北海道開発局帯広開発建設部契約課入札スタッフ

電話0155-67-4181（契約課入札スタッフ直通）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和5年6月20日から令和5年7月7日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（100gまでは460円。それを超える場合は適当な料金とする。）に相当する切手を貼った角形2号封筒をする。）を同封し、下記に郵送（簡易書留に限る。）又は託送（簡易書留と同等のものに限る。）により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

ア 申込日時 上記と同じ

イ 申込先 上記4(1)と同じ。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 申請書

令和5年6月20日 9時00分から 令和5年6月30日 12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、

令和5年6月20日 9時00分から 令和5年6月30日 12時00分までに、上記4(1)の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

イ 資料

4(5)【入札日時】と同じ。

提出方法については入札説明書参照。

(4) 見積りを行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間、場所及び方法

見積りを行うために必要な公示用設計書及び図面等については、

令和5年6月20日 から 令和5年7月7日 までの休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和5年7月7日 12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、北海道開発局帯広開発建設部契約課に持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

開札は、令和5年8月3日 9時00分
北海道開発局帯広開発建設部入札執行室 において行う。

(6) 落札の決定

落札の決定は、令和5年8月3日 を予定する。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道開発局 帯広開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道開発局 帯広開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

(5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

(7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

また、前払金においては請負代金額の10分の2以内とする。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに関して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決

定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。

(13) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。

(14) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。

なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。

(15) 詳細は、入札説明書による。